

## 協働推進のための業務委託等事務手続について

新しい公益の担い手としての市民活動団体との協働を推進することを目的とし、積極的に業務委託を活用するため、その手続について下記のとおり定める。

### 1 対象団体

#### テーマ型市民活動団体

市内に主たる事務所を有する団体であり、NPO法人の法人格を有すること。

なお、一般社団法人から公益社団法人へ、また、任意団体からNPOへの移行を目指している団体もあることから、活動内容等を考慮したうえで、そのような団体を対象とすることも可とする。

#### 地縁型市民活動団体

「南相馬市行政嘱託員設置に関する条例第2条」、「南相馬市まちづくり委員会支援事業実施要綱第3条」に定める各区域を範囲とする団体であること。

### 2 対象業務の考え方

業務委託を推進することが適当な事務事業は、次の観点から適当と認められるものとするが、各事務事業所管課においては、改めて事務内容等の見直しを行うことにより、協働の機会創出に努めることとする。

NPO等（上記1及びを言う。以下同じ）の特性（自主性、柔軟性、機動性、専門性、先駆性、多元性等）を活かせるものであること。

地域に根ざした活動が必要なものであること。

コミュニティビジネスの展開や地域における雇用創出の効果が期待できるものであること。

### 3 業務委託の方法

#### （1）発注の方式

NPO等に対する業務委託については、業務の内容に応じ、市財務規則等に基づき適切に行うものとし、次の発注方式によるものとするが、NPO等の専門性や先駆性と言った特性を取り入れていくため、プロポーザル方式等の価格競争のみによらず総合的に判断できる選考方法を積極的に採用するとともに、仕様書を定めるにあたっては、NPO等も受託者になることを考慮し作成すること。

随意契約方式（業務を履行できるNPO等が1団体に限られている場合）

プロポーザル方式（業務の履行に係る企画提案の中から最も良い企画提案を行ったNPO等を選定する場合）

指名競争入札方式（業務を履行できるNPO等が複数の場合）

#### （2）市財務規則の遵守

NPO等に対して業務を発注しようとする場合にあっては、一般の委託契約

と同様に市財務規則等に沿った事務手続を行うこと。

( 3 ) 前金払制度及び概算払制度の活用

NPO等との契約については、資金的側面への配慮が必要な場合も多いことから、相手方の事情を十分把握し、前金払制度や概算払制度の活用による業務の円滑な執行を確保すること。

( 4 ) 届出の指導

発注を予定しているNPO等に対しては、入札参加資格申請が必要となることから、予め市財務規則に沿った手続きをするよう指導すること。

参考【特定非営利活動促進法第二条に定める「特定非営利活動」】

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動